令和８年（フ）第５１６号
大阪府岸和田市別所町３丁目30番23―107号
債務者　田北ゆかり（旧姓喜澤）
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５３３号
大阪府岸和田市春木泉町１番16―201号
債務者　野村美喜子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５３９号
大阪府泉大津市曽根町２丁目12番26号　モアクレスト藤原Ａ―205
債務者　梅本　隆一
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５５０号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番１―915号、前住所徳島市新南福島１丁目３番５号　福島ハイツ101号
債務者　佐藤　　翔
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５５３号
大阪府泉佐野市鶴原280番地　見出住宅（７―103）、前住所大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番２―418号
債務者　吉田　瑞代
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５５４号
大阪府泉佐野市羽倉崎４丁目２番119―306号
債務者　林　　竜也
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５５５号
大阪府貝塚市三ツ松1215番地　９棟303号
債務者　石橋　彰子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５５６号
大阪府泉佐野市日根野4500番地の６
債務者　住吉　香代
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５６０号
大阪府岸和田市沼町17番１号
債務者　居酒屋ひろべえこと　阿児　　弘
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５６１号
大阪府貝塚市堤１丁目26番10―206号
債務者　岡元　武成
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５６４号
大阪府泉大津市なぎさ町１番15―１―1201号
債務者　八塚　元治
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５６５号
大阪府泉大津市なぎさ町１番15―１―1201号
債務者　八塚　房子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５６９号
大阪府泉大津市式内町11番11―３号
債務者　本山　宏輝
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５７０号
大阪府阪南市舞４丁目15番３号
債務者　小川　　隆
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５７３号
大阪府和泉市鶴山台二丁目２番10―508号
債務者　石島　幸果
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５７６号
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２―615号
債務者　桑原　良輝
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１８７号
高知市大津乙127番地７
債務者　有瀬さなえ
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
高知地方裁判所破産係